妊娠を希望するとき、妊娠がわかったとき

問 こども家庭センター（保健センター内） ☎23-5217

妊娠の確定

妊娠届

病院で妊娠が確定したら、保健センターで出産予定日や妊娠週数などを記入し妊娠届出書を提出します。

母子健康手帳

妊娠届出時に母子健康手帳をお渡しします。妊娠・出産・育児期のお母さんとお子さんの健康を書き記す手帳です。健診や予防接種、成長発達の大切な記録として使います。万一、紛失や破損した場合は再交付できます。

妊婦健康診査

妊婦と胎児のための健康診査です。病院や診療所、助産所で受診できます。安心、安全な出産のために、医師の指示に従い定期的に受けましょう。滝川市では妊婦健康診査の公費補助があります。届出時の妊娠週数に応じて最大、一般健康診査14回分と超音波検査6回分の受診票を妊娠届出時と妊娠中期頃にお渡ししています。

※受診票は道内の医療機関で使用できます。道外で妊婦健診を受診される場合は、償還払い制度がありますので、詳しくはお問い合わせください。

たばこを吸っていたパパ・ママ禁煙出来ていますか？赤ちゃんの成長を支えるのは、ママの胎盤です。禁煙についての相談はお気軽にどうぞ。

妊婦健康相談

母子手帳交付時と妊娠中期頃に、保健師が面談で妊娠中の健康状態や悩み事などの相談に応じます。電話、来所、訪問での相談も行っています。

妊婦個別栄養相談

母子手帳交付時と妊娠中期頃に必要に応じて、個別の栄養相談を行っています。

妊産婦歯科健診

年6回妊婦と産後のママを対象に歯科健診、歯科相談、歯みがき指導などを行っています。日程は、母子手帳の折り込み案内をご確認ください。

RSウイルス感染症予防接種

妊娠28週～妊娠36週6日の妊婦が対象の定期予防接種です。妊娠中に接種することで母体で抗体が作られ、その抗体が胎盤を通じて胎児に移行することで、出生時から病原体に対する予防効果を得ることができます。下記医療機関にて無料で接種できます。

砂川市立病院、(※1)滝川市立病院、たきかわクリニック、青藍会クリニック

※1　接種時点において滝川市立病院で妊婦健診を受診している場合のみ接種可能

※2　妊婦健康診査受診先の医療機関で接種を希望される場合は、接種する前に滝川市から医療機関へ「予防接種依頼書」の手続きが必要ですので、事前にご相談ください。

たきかわっこマタニティクラス

問 健康づくり課（保健センター） ☎0125-24-5256

妊娠中の過ごし方、出産・子育てについて、出産時期の近い方と一緒に学びます。
①たまご編『マタニティライフを楽しむ』
②ひよこ編『お産・育児のイメージレッスン』
- **対象**　妊娠16週以降の妊婦さん
- **会場**　保健センター
- **開催**　年4回（1コース2回）13:30～15:30

※開催日程は、ホームページをご覧ください。



はじめましてもうすぐママさん

先輩ママと赤ちゃんとの交流を通して、出産や育児のイメージづくりができます。
- **対象**　妊婦さん
- **会場**　花月地域子育て支援センター
- **開催**　年4回　14:00～15:00

※開催日程は、保健センターまでお問合せください。

どさんこ子育て特典制度

妊娠中もしくは18歳以下の子どもがいる世帯が買い物や施設などを利用する際に、特典カードを掲示することで協賛店舗から様々なサービスを受けられます。

市町村 → カード受取り → カード掲示して特典ゲット

子育て応援課（こども家庭センター）
☎0125-28-8025

手当・助成

✿入院助産制度

問 こども家庭センター（保健センター内） ☎0125-28-8025

経済的な理由で出産のための入院などが困難な場合に、助産施設での入院助産を受けることができる制度です。所得に応じ、一部自己負担があります。なお、助産施設の指定を受けている病院についてはお問い合わせください。

✿対象となる方

①生活保護による被保護世帯
②当該年度の市民税非課税世帯
③当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のみの世帯
④当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額が19,000円以下の世帯

✿不妊治療助成

問 健康づくり課(保健センター) ☎0125-24-5256

特定不妊治療と、特定不妊治療と併用して実施された先進医療に要した治療費について助成します。

特定不妊治療は、保険適応となる治療・検査の自己負担分(かつ高額療養費制度適用後)と、治療を証明するために医療機関等が発行する文書料が対象です。治療対象区分により助成額が異なります。

先進医療は、保険適応となる特定不妊治療と併用して実施した治療費、及び交通費の一部を助成します。治療費は、先進医療費の自己負担分の10分の7とし、上限3万5千円。

交通費は、自宅から医療機関まで片道25㎞を超える場合は、距離に応じて設定された基準額の3分の2を乗じた額を上限とし、1回の治療につき受診5回分まで。なお、文書料は助成対象とはなりません。

対象となる治療や助成回数などはホームページをご確認ください。申請を予定される方は、必ず事前に保健センターへお問い合わせ、ご相談ください。

✿妊婦のための支援給付金

問 健康づくり課(保健センター) ☎0125-24-5256

出産・子育てを応援するため妊娠届出時および新生児訪問等の面談実施後に給付金を支給します。

※詳しくは、妊娠届出時面談および新生児訪問時に説明します。

✿出産育児一時金(国民健康保険)

問 保険医療課 国保年金係 ☎0125-28-8016

国民健康保険の加入者が出産したとき(妊娠85日以上の死産、流産などを含む)、赤ちゃん1人につき50万円(産科医療補償制度未加入医療機関での出産や、妊娠22週未満で出産した場合は、48万8千円)を支給します。医療機関で手続きを行うことで、出産育児一時金直接支払制度を利用し、国民健康保険から医療機関に直接支払うことができます。差額がある場合は、申請が必要になりますので、市役所1階保険医療課窓口までお越しください。

※全国健康保険協会や健康保険組合、共済組合の加入者は、各保険者にお問い合わせください。

✿産前産後期間の保険税(料)免除(国民健康保険・国民年金)

問 保険医療課 国保年金係 ☎0125-28-8016

国民健康保険の加入者または国民年金第1号被保険者が出産(妊娠85日以上の死産、流産などを含む)する予定または出産したとき、産前産後期間の国民健康保険税の所得割額、均等割額または国民年金保険料が免除されます。申請が必要となりますので、市役所1階保険医療課窓口までお越しください。

※全国健康保険協会や健康保険組合、共済組合の加入者は、各保険者にお問い合わせください。
※国民年金第2・3号被保険者は、事業主にお問い合わせください。

✿免除期間

・単胎妊娠
出産予定月(出産月)の前月から出産予定月(出産月)の翌々月までの計4か月分
・多胎妊娠
出産予定月(出産月)の3か月前から出産予定月(出産月)が属する月の翌々月までの計6か月分

✿風しん抗体検査費用の助成

問 滝川保健所 ☎0125-24-6201

妊婦の風しん感染による胎児の「先天性風しん症候群」予防のため、風しん抗体価が低い妊婦の配偶者等や妊娠を希望する出産経験のない女性、抗体ができない女性の配偶者等の抗体価検査費用を助成しています。ただし、過去に風しん抗体検査を受けたことがある、過去に2回の風しん予防接種を受けている、検査により風しんと診断されたことがある方は除きます。また夫婦同時に受検することはできません。協力医療機関において実施していますので、事前に検査可能日、時間の確認が必要です。

詳しくは、滝川保健所にお問い合わせください。